

## 産前産後期間の国民健康保険料の免除に係る届出書

該当する場合はチェックを入れる。  
(該当しない場合は届出できません。)

1項に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。

ご確認下さい！ 出産する(した)方は、江東区の国民健康保険に、現在加入している、または産前産後期間に加入していましたか？

はい (→届出できます)

いいえ (→対象外のため届出できません)

こちらにご記入ください

届出年月日		令和 6 年 4 月 1 日	
世帯主	氏名	国保 太郎	
	生年月日	昭和58 年 10 月 10 日	
	住所	江東区 東陽4-11-28 江東アパート101	
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
出産する(した)方	氏名	国保 花子	
	生年月日	昭和59 年 12 月 27 日	
	住所	江東区 東陽4-11-28 江東アパート101	
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
連絡先電話番号		090 (8765) 4321	(誰の 花子) <input checked="" type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先
出産予定日または出産日		令和 6 年 4 月 30 日	
単胎	<input checked="" type="radio"/> 単胎 <input type="radio"/> 多胎		

<注意事項>

- 健康保険組合や国民健康保険に加入しているため、免除対象外です。
- 出産予定日の6か月前から提出することができます。
- 出産後に届出を行う場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。  
なお、以前お住いの市区町村に産前産後期間の保険料軽減について届け出ていた場合は、その際に届け出た出産予定日または出産日を記入してください。
- 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。
  - ① 出産予定日または出産日を確認することができる書類
  - ② 単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認することができる書類
  - ③ 出産後に届出を行う場合は、出産した方と産まれた子との関係を確認することができる書類

母子健康手帳等の、出産する方の氏名や分娩予定日(出産予定日)などがわかるページのコピーを添付してください。  
多胎妊娠の場合は、表紙も含め各母子健康手帳の該当ページのコピーを添付してください。

出産後に届出する場合は、この届出書に母子健康手帳等の「出生届出済証明書」等、出産した方と生まれた子の関係を確認できる資料のコピーも添付してください。